

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を別紙のとおり定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告する。

令和6年4月26日

寒川町長 木村 俊雄

農用地利用集積計画書

利用権を設定する土地			設定する利用権				新 規 更 新 の 別	備 考
地 番	現 況 地 目	地 積 (㎡)	権利の種類	利 用 目 的	始 期	終 期		
岡田3463番1	畑	981	賃借権	ブルーベリー 露地野菜	令和 6・5・1	令和 7・4・30	更新	
以下余白								